

## 「毒物及び劇物取締法」における酸化アンチモン含有複合酸化物系顔料の考え方

需要家各位

2013年12月20日

複合酸化物顔料工業会

<http://www.kaseikyo.jp/jcicpa/index.html>

酸化アンチモンを含有する複合酸化物顔料であるチタンニッケルアンチモン系顔料(C. I. Pigment Yellow 53) 及びチタンクロムアンチモン系顔料 (C. I. Pigment Brown 24) について、複合酸化物顔料工業会では毒物及び劇物取締法の劇物には該当しないとして取り扱い運用を行っています。対象顔料の毒物及び劇物取締法における『アンチモン化合物及びその製剤』への該当性に関する当工業会の見解について、下記の通り改めてご報告させていただきます。

### 記

『酸化アンチモン含有複合酸化物系顔料であるチタンニッケルアンチモン系顔料(C. I. Pigment Yellow 53) 及びチタンクロムアンチモン系顔料 (C. I. Pigment Brown 24) は、毒物及び劇物指定令第2条第7項の除外項目“(二) 酸化アンチモン (V) 及びこれを含有する製剤”に該当する為、劇物には該当しない。』

### 理由)

複合酸化物顔料工業会の前身である複合酸化物顔料懇話会において、昭和62年に毒物及び劇物取締法に対する対応を協議し、複合酸化物顔料懇話会としてチタンクロムアンチモン系顔料を含む「酸化アンチモン含有複合酸化物顔料」の除外を申請し、当時の厚生省で審議されました。その結果、もともと除外対象であったチタンニッケルアンチモン系顔料も含め、酸化アンチモンを含有する複合酸化物系顔料(焼成顔料)をまとめて、除外項目の酸化アンチモン(V)及びその製剤とみなすことができ、劇物に該当しないとの回答を

得ました(「毒物及び劇物指定令、毒物及び劇物取締法施行規則等の一部改正について」薬発第866号、昭和62年10月2日)。従いまして、対象顔料は、以降指定令の除外項目“(二) 酸化アンチモン(V)及びこれを含有する製剤”に該当する、非劇物として取り扱い、運用を行っています。

また、チタンニッケルアンチモン系顔料(P. Yellow 53)及びチタンクロムアンチモン系顔料(P. Brown 24)は、そのデータからも毒性が低く、安全性の高い顔料であり、毒物及び劇物取締法における毒劇物判定基準に照らし合わせても劇物には該当しないと考えております。

(安全性のデータは当ホームページに掲載しております“複合酸化物顔料の安全性について”の項目を参照していただきたくお願いいたします。)

今後とも複合酸化物工業会では複合酸化物顔料の安全性につきましてはホームページ等で情報をご提供してまいり所存です。

何卒、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上